



景住ネット

都市計画法・
建築基準法を変えて
未来に向けた
美しい都市へ

NEWS

会員募集中!!

個人=年間2口以上
(1口1000円)
団体=年間2口以上
(1口10,000円)
議員=年間1口以上
(1口10,000円)

<http://machi-kaeru.com/> no.18 2018.8.20



勝ったぞ!! 名古屋白龍町 特別号

2016年10月の逮捕、起訴から1年半あまり。2018年3月28日に奥田さんの無罪が確定しました。
奥田さんの裁判の経緯と意味。それを支えた多くの人の声をまとめました。

住民運動の弾圧との 闘いの記録とこれから

絶対に負けない闘い



奥田さん 全国弁護士
佐橋 祐策 弁護士
塚田 聡子 弁護士

3 事件の概要

平成28年10月7日の午前8時42分頃、奥田さんは、いつもどおり、マンション建設現場の入口付近で工事の様子を見守っていました。

この日に限って、現場監督は、奥田さんのそばをついて回り、ダンプカーが現場から出ようとする際、奥田さんが邪魔にならないよう前を横切って反対側に行こうとしているのに、わざわざ奥田さんの前に立ちはだかり、元の位置に押し戻しました。奥田さんは、このとき、左手にスマホを持ったまま、腕組をしていました。現場監督が、急に奥田さんを抱きかかえるようにしたため、奥田さんは両腕に圧力を感じ、逃れようとして、体を右側に捻ると同時に右足を一步下げました。その際、組んでいた両腕のうち、左腕はそのままの状態（体の前で曲げたまま）、右腕は（自然な流れで）体の右側に下ろしました。

奥田さんは、現場監督から逃れるために体を後ろに引いたのであり、前方には一切力を加えていないのに、なぜか、現場監督は後ろによりけ、工事現場から出ようとしていたダンプカーに背中をぶつけました。

4 捜査段階での弁護活動

ここでは、捜査段階から主任弁護人の國田武二郎弁護士とともに弁護活動に携わった佐橋より、捜査段階での弁護活動について報告します。

(1) 突然の連絡

事件当日（平成28年10月7日）、マンション建設反対運動の当事者である住民の方から電話がありました。用件は、全く予期し得ない驚くべき内容でした。反対運動のリーダー的存在である奥田さんが現場監督を突き飛ばしたとして暴行容疑で現行犯逮捕されたというのです。普段は温厚なあ奥田さんが暴行？奥田さんのイメージと暴行とがどうしても結び付きませんでした。

その日は遠方へ出張のため、すぐに接見に向かうことができず、出張から戻った後、奥田さんとの接見のために留置施設へ向かいました。普段は何の障壁もなく顔を合わせている奥田さんがアクリル板の向こうに。何だか不思議な感覚でした。

「奥田さん、現場監督を突き飛ばしたというのは本当ですか？」と尋ねると、奥田さんは、「現場監督に両手で抱きかかえられ圧力を感じたので、振りほどいただけです。自分はずっと腕組みをしており、両手で現場監督の胸を突き飛ばしたという事はあり得ません。」とはっきりと答えました。奥田さんの表情を見て、私は奥田さんの言っていることが真実だと直感しました。ただ、現場には防犯カメラが存在します。そして、臨場した警察官は、防犯カメラの映像を確認した上で、奥田さんを現行犯逮捕しているのです。弁護人であっても、捜査段階では捜査機関の手持ち証拠を見ることはできず、防犯カメラの映像を確認する術はありません。

1 はじめに

名古屋市の瑞穂区白龍町で、高層マンション建設に反対する運動のリーダーである奥田さんが、現場監督の胸を両手で突いたとして暴行罪で起訴されましたが、平成30年2月13日、名古屋地方裁判所は無罪の判決を言い渡しました。その後、控訴されることなく、2月28日、この判決は確定しました。

2 事件に到るまでの経緯

現場となった瑞穂区白龍町は、低層の建物が立ち並ぶ住宅街であり、問題のマンションが建設される前には、4階建ての会社の寮が建っていました。そこへ、突然、15階建てのマンションが建てられることになったのです。

これには理由があります。マンション西側の道路につき、片側一車線を二車線に拡幅する計画があったため、道路の両側は近隣商業地域に指定されていました。その後、拡幅計画が廃止された後も、近隣商業地域の指定だけは残り、地域に不似合いな高層マンションの建設が可能となったのです。行政の怠慢がこのような結果を招いたと言えます。

近隣住民らは、自分達の住環境を守るため、頻繁に反対集会を開催し、自宅に垂れ幕を掲げ、マンション建設現場の前に旗を立て、プラカードをもってスタンディングするなど、活発な反対運動を行いました。ときには、工事を強硬に進めようとする業者側と、建設現場の出入口で対峙するという事も何度かありました。自分達の住環境を守りたいという必死の思いの表れでした。

このような近隣住民らの反対運動にもかかわらず、業者がマンション建設を押し進めるなかで、事件が起きました。



一番奥が、問題のマンション。突出した高さがわかる。 沢山のノボリから近隣住民の怒りが伝わってくる マンションの工事現場。周辺に高い建物は少ない。

早く防犯カメラの映像を確認したいと思う一方で、奥田さんが現場監督の胸を両手で突き飛ばす場面が写っていたらどうしようと一抹の不安を覚えていました。

(2) 検察官との面談

それはそうと、奥田さんを早く留置施設から出してあげなくてはなりません。仮に暴行が事実であっても、単なる現場での些細なトラブルであり、検察官が勾留請求することはないだろうと楽観していました。ところが、翌8日、勾留請求を回避するよう求める書面を持参して検察官と面談すると、言葉には出さなかったものの、「弁護人は何を言っているのか。勾留請求するに決まっているではないか。」と言わんばかりの態度でした。そして、検察官が重視していたのは、現場監督が突き飛ばされたはずみで徐行中のダンプカーに接触したという点です。つまり、一步間違えば、現場監督がダンプカーに巻き込まれ、大怪我をしていたかもしれないということです。しかし、それは「暴行ありき」の議論です。当然、奥田さんの供述内容をもとに暴行の事実はない旨を訴えましたが、検察官は相変わらずつれない反応でした。ただ、私自身、防犯カメラの映像を見ておらず、前述のとおり一抹の不安を覚えていましたので、その不安が表情に出てしまい、主張が弱まった面はあったかもしれません。

(3) 裁判官への説得

検察官の態度を見て、勾留請求は免れないものと判断し、今度は、検察官の勾留請求に対して勾留すべきかどうかを判断する裁判官と面談しました。奥田さんは薬剤師として薬局3店舗を経営しており、身体拘束が長引けばその経営に多大な支障が生じること、奥田さんには家族がおり、逃亡することなどあり得ないこと、防犯カメラの映像という客観的な証拠がある以上、罪証隠滅のおそれは皆無であること等を指摘し、勾留決定をすることなく直ちに釈放するよう求めました。裁判官は、当初、検察官と同様、現場監督が徐行中のダンプカーに接触したという点を重視しており、危険な暴行態様とみていたようですが、私の話を聞くにつれ、徐々に理解を示してくれるようになり、面談の終わりには、「弁護人の意見を踏まえて、もう一度、一から検討し直します。」とってくれました。裁判官のこの言葉を聞き、「もしかしたら勾留請求を却下してくれるかもしれない」と期待しました。

しかし、その期待はまんまと裏切られました。落胆を覚えながら、即座に準抗告(注:勾留決定に対する不服申立ての手段)を申し立てましたが、翌9日、残念ながら準抗告は棄却されました。ここでも、「徐行中のダンプカーに被害者を接触させたという、被害者がダンプカーに巻き込まれかねないような相当に危険な態様」という点が強調されていました。このままでは10月17日まで身体を拘束されてしまうため、勾留理由開示(注:公開の法廷で、裁判官に勾留の理由を明らかにさせる手続)を請求するとともに、勾留の取消しも求めました。10月13日の勾留理由開示期日には、奥田さんの早期釈放を願うご家族や住民、支援者の方々が多数駆けつけました。法廷内では立ち見は許されないため、数が限られた傍聴席に何とか全員が座れるようにと、「私の腿に乗っかって構わないから」と協力する姿が見られました。一番端の方に至っては、ほとんど座れていないのではないかとと思うほどお尻がはみ出ていました。

その巧みな連係プレーとパワーには圧倒されました。しかし、裁判官は、勾留の理由につき型通りの説明をするのみでした。また、勾留取消請求に対しても、「なお勾留を継続する理由及び必要がある」として却下しました。

(4) まさかの勾留延長

10月17日に勾留満期を迎えるにあたり、検察官の意向を確認すると、7日間の勾留延長を請求する方針とのことでした。「なぜ、そこまでするのか?」と食い下がりましたが、検察官がそう言う以上は仕方ありません。あとは裁判官の良識に期待するしかなく、裁判官に対し、勾留延長請求を却下し、奥田さんを直ちに釈放するよう求めました。しかし、裁判官は、4日間の延長にとどめたものの、勾留延長自体は認めてしまいました。当然、この決定に対しても準抗告を申し立てましたが、その判断が覆ることはありませんでした。裁判官が4日間の延長にとどめたのは、奥田さんも参加を予定していた景住ネットの全国フォーラムが10月22日に名古屋で開催されることを考慮してくれたのかもしれませんが、公判請求(注:起訴のうち、公開の法廷での裁判を求めるもの)をされてしまえば、保釈が認められない限り外に出られません。何とか不起訴処分を持ち込まなければ、という思いでした。

奥田さんに外に出られるのは最短でも10月21日である旨を伝えると、奥田さんの表情が一変しました。「これ以上は無理です。現場監督と示談してでも早く出してください。」と涙ながらに訴えてきました。こんな奥田さんを見るのは初めてでした。私もかなり動揺しましたが、「実際に暴行した事実がない以上、無実を訴え続けるしかありません。皆さんも奥田さんの無実を信じているはずです。もう少し頑張りましょう。」と励ましました。奥田さんもいくらか冷静さを取り戻した様子でしたが、今後に対する不安の表情は最後まで消えることはありませんでした。

(5) 捜索・差押え

いよいよ明日勾留満期を迎えるという10月20日の朝、奥田さんの奥様から、警察が自宅に捜索に来ているという電話がありました。しかも、その日は、自宅のみならず、奥田さんが経営する薬局3店舗にも捜索が入りました。なぜ、こんな時期に捜索を行う必要があるのでしょうか。それも、暴行とはおよそ無関係の薬局まで捜索するとはどういうことでしょうか。この捜索は捜査権の濫用というほかなく、単なる嫌がらせとしかいえないものでした。また、奥田さんに対する処分をどうするつもりか検察官の意向を確認すると、明日(10月21日)付けで、奥田さんを暴行罪で公判請求するというのです。警察のみならず、検察まで住民運動をつぶそうとしているのかと恐れすら抱きました。その日の夜、奥田さんに検察の意向を伝え、身柄解放のためには保釈を認めてもらうしかない旨を説明しました。これまで面談した裁判官は、いずれも危険な暴行態様と判断しており、検察官も、防犯カメラの映像から、奥田さんの暴行は明らかだと言っています。しかも、奥田さんは暴行を否定しています。かかる状況下で第1回公判前に保釈が認められるのか、と不安がよぎりました。私自身、ここまで身体拘束が長引くとは正直思っていませんでした。ことごとく見通しが外れ、自分の判断に自信が持てなくなっていたのかもしれません。そこで、奥田さんには、「否認事件だと保釈が認め



ピンク色の片側一車線の通行量も多くない道路の両側が近隣商業に指定されていることが、この紛争の原因になった。今後も同じ問題が起きる可能性がある。



近隣商業に指定されている道路。交通量の少ない片側一車線の道路。高層建物が少ないことも解る。

られにくい傾向があります。万一、保釈が認められなければ、少なくとも1か月以上先の第1回公判までは出られません。」と説明しました。ただでさえ不安を感じている奥田さんにこのような説明をしてしまい、奥田さんをさらに不安にさせてしまいました。このことは本当に申し訳なく思っています。「明日出してもらわないと困ります。何が何でも出してください。」という奥田さんの悲痛な叫びに対し、「最善を尽くします。」と答えて、帰路につきました。

(6) 公判請求、そして保釈へ

いよいよ公判請求当日です。私の不安はもう一つありました。それは「保釈請求に対する裁判官の判断がその日のうちに出るのか」という点です。私の経験上、公判請求が午後になったり、午前でも保釈請求に対する検察官の意見が遅れたりすると、裁判所の判断は翌日以降に持ち越されることが多いです。そこで、その日のうちに保釈請求に対する裁判官の判断が出るよう、主任弁護人とも協力し、公判請求を午前中に行うこと、保釈請求に対する意見を速やかに出すこと、の2点を検察官に要請しました。それに加えて、裁判所に対しても、起訴状が受理されたら直ちに保釈請求ができるように（注：起訴状が受理されなければ、保釈請求をすることができません）、事前に根回しをしておき、起訴状の受理確認をスピーディに行える態勢を整えました。その結果、最短で保釈請求をすることができ、検察官も保釈請求に対する意見を比較的早く出してくれたため、その日のうちに裁判官の判断をもらえることになりました。あとは、否認している状況下でも裁判官が保釈を認めてくれるよう祈るのみです。裁判官との面談を終えればらくすると、裁判所から連絡がありました。裁判官は私達の訴えを理解してくれたようで、保釈金200万円で保釈が認められました。そこで、ご家族に予め用意してもらっていた保釈金を直ちに納付し、ようやく奥田さんが釈放されました。この時は、喜びよりも安堵のほうが大きかったです。

ここで余談ですが、裁判官との面談が終了し、裁判所からの連絡を待っていると、ほどなくして裁判所から電話がありました。その内容は耳を疑うものでした。「保釈の判断は明日になります。」と言うのです。「話が違うではないか。」と言うと、「あっ、記録を間違えました。別事件の弁護人に電話してしまいました。申し訳ありません。」とのことでした。その事件は、検察官の意見がその日のうちに出ないので判断は明日以降になるとのことでしたが、このように少しでも手続が滞ると、保釈請求当日の保釈は実現できないのです。ここにも奥田さんの強運が働いていたように思います。

(7) 全国弁護団の結成

こうして奥田さんも10月22日の全国フォーラムに参加することができたわけですが、ここで今後の行方を左右する決定的な出来事がありました。全国弁護団の結成です。奥田さんの頑張りが支援の輪を広げ、五十嵐敬喜先生（東京弁護士会）の呼びかけで、五十嵐先生のほか、日置雅晴先生（第二東京弁護士会）、飯田昭先生（京都弁護士会）、針原祥次先生（大阪弁護士会）が弁護団に加わってくれることになりまし

た。そして、地元名古屋からも、後藤徹一級建築士の呼びかけにより、中谷雄二・塚田聡子両先生が弁護団に加わってくれました。これにより、逮捕当初から刑事弁護を担当していた主任弁護人の國田弁護士と私を含め、8名の弁護団が結成されました。裁判官も人間ですので、弁護人が誰かを気にするものです。地元名古屋では、主任弁護人の國田弁護士だけでも相当のインパクトがありますが（笑）、それを遥かに超えるインパクトを与えたはずでした。

弁護団が結成され、いよいよ公判で無罪を勝ち取るための闘いが始まりました。これより先は、塚田弁護士に筆を譲ります。

5 公判段階での弁護活動

(1) 暴行罪での起訴

奥田さんの逮捕後、現場監督は「左背部打撲」という診断書を取得し、奥田さんは当初「傷害罪」として勾留されましたが、起訴される時は「暴行罪」となっていました。防犯カメラの画像では、現場監督は明らかに「左」ではなく「右」の背部をぶつけていました。現場監督は、刑事裁判で「打ったのは背中の中の右側だが、診察を受けるまでに痛みが背中の中の左側に移行した」と述べていますが、あり得ない話です。このような事情から、「暴行罪」で起訴することになったと考えられます。現場監督は、事件直後、痛がるそぶりは一切見せずに監督業務を続け、夜は現場従業員らと飲みに出掛けたことも判明しています。

(2) 現場監督の供述の変遷、目撃者の証言の矛盾

刑事裁判での現場監督の供述は曖昧で、変遷を繰り返していました。現場監督は、捜査段階において、奥田さんが両手をパーの状態にして、自分の胸を思い切り突いたと証言していました。しかし、公判では、奥田さんは左手にスマホを持ったまま、両手をのばして自分の胸を突いたか、あるいは、両腕を組んだまま、両手の甲で胸を突いたか、どちらかだと供述を変えました。後から防犯カメラの画像を確認したところ、奥田さんが左手にスマホを持っていたため、「両手をパーの状態にして」突くことはできないと判断したのでしょう。

他方、工事現場に常駐していた警備員は、一貫して、奥田さんが両手をパーの状態にして現場監督の胸を突くのを見た、と証言しました。ただ、奥田さんは左手にスマホを持っていたため、両手をパーの状態にしたならスマホが落ちてしまいます。また、警備員は、その前後の状況を覚えておらず、奥田さんが現場監督の胸を突く瞬間についてのみ詳細な証言をしていたため、証言の信用性は低いと考えられました。

このように、被害者とされる現場監督の供述は変遷し、目撃者とされる現場監督の証言の信用性は低いと考えられましたが、それだけで無罪を勝ち取れるほど日本の刑事裁判は甘くないと思われました。

(3) 防犯カメラの画像分析

そこで、弁護団は、奥田さんが現場監督に暴行をしたとされる瞬間を、奥田さんの背後から捉えた防犯カメラの画像の鑑定を請求し、画像分析と身体の動きの専門家である東京歯科大学の橋本正次教授を鑑定

人に採用するよう求めました。余談ですが、えん罪弁護士として著明な今村核弁護士のドキュメンタリーを見ていたときに、橋本教授の存在を知り、何のつてもないのに手紙で依頼したところ、快く「鑑定人を受け」と言ってくれました。裁判官は、当初、背後からの画像でどこまで身体の動きを特定できるかについて疑問を感じたようです。しかし、関節の動きや、首と肩の位置関係等により、画像に写っていない部分についても身体の動きを特定できることを説明した結果、鑑定請求は認められ、橋本教授が鑑定人として採用されました。これは憶測ですが、橋本教授が、警察や検察側からの鑑定依頼を1500件以上受けているということも、裁判官が鑑定人として採用した理由の1つかもしれません。

橋本教授の鑑定書では、「現場監督の主張するような動きを奥田さんがしたとは考えられない」とされました。仮に、奥田さんが両腕を伸ばして現場監督の胸を突いたとすれば、両肘をいったん後ろに引いてから両腕を伸ばしている筈であるが、画像上、そのような肘の動きは認められないことが理由とされました。さらに、鑑定では、現場監督が後ろによろけてダンプカーに背中をぶつけたという一連の流れは不自然であるとされました。現場監督がダンプカーの動きを確認したうえで、必要もないのに右足のつま先を前から横に向け、大げさな身振りで倒れ込んでいたためでした。

結局、現場監督の証言は信用できないとして、奥田さんに、無罪が言い渡されました。

(4) 無罪判決を獲得する難しさ

皆さんも耳にしたことがあるかもしれませんが、日本の刑事裁判の有罪率は99.9%と言われていています。それほど無罪を勝ち取ることは難しいのです。その中で、今回無罪を勝ち取ることができたのは、奥田さんがご家族や支援者の方々に支えられ、約2週間の身柄拘束に耐え抜いたこと、奥田さんの頑張りが強力な弁護団結成へと結び付き、最後まで一致団結して闘うことができたこと、偶然放映されたテレビ番組で存在を知った橋本教授が鑑定を快く引き受けてくださったこと、毎回の公判に多くの方が傍聴に駆けつけてくださり、裁判官も徐々に公正な裁判を心がけるようになったこと等によるものです。

ただ、公判中は、無罪判決を獲得できるかどうか、常に不安に駆られていました。「疑わしきは被告人の利益に」の筈なのに、無罪であることを必死に立証しなければ有罪とされてしまう日本の刑事司法に、今さらながら大きな疑問を感じました。

6 住民運動の弾圧、共謀罪の先取り

本件では、マンション業者と警察との間で、何かあればそれを奇貨として、刑事事件とする段取りがとられていたものと思われます。

前述のとおり、瑞穂区白龍町は、低層の建物がほとんどであったところ、突然15階建てのマンションが建設されることになったため、住環境を守ろうと近隣住民が立ち上がりました。住民らが反対活動をするたびに、マンション業者は警察に連絡をとり、出動を要請していました。本件当日も、現場監督は携帯電話ですぐに警察に連絡し、現場には何台ものパトカーが駆けつけ、奥田さんはその場で逮捕されました。

現場監督は、あえて防犯カメラに写る位置に奥田さんを誘導したうえで、いきなり抱きかかえるという行為に及び、奥田さんがこれを逃れようとしたタイミングで、わざと大げさな身振りでダンプカーの方に倒れ込んだことが疑われます。

防犯カメラには、現場監督がカメラを指さし、画像を確認して欲しいと訴えている様子が写っていました。通常、このような軽微な事案で逮捕勾留されることは考えられないのに、奥田さんは14日間にわたり勾留され、勾留期間満了直前には、自宅と経営している薬局の捜索・差押えが行われました。警察は、マンション建設反対運動の打ち合わせ等の資料を押さえようとした可能性があります。

業者と警察が結託し、住民運動の弾圧に及んだという意味で、本件は共謀罪の先取りとも言えます。負けれない闘いで、無罪という結果を勝ち取れて、本当にほっとしています。

7 今後に向けて

無罪は獲得できましたが、奥田さんが被告人の立場におかれ、近隣住民も刑事裁判の支援に全力を挙げている間に、問題のマンションは完成してしまいました。見方によれば、マンション建設反対運動のリーダーが、刑事裁判というかたちで人質にとられている間に、「敵(=マンション業者)」(不適切な言い方かもしれませんが)は目的を達成したとも言えるでしょう。そう考えると、正直、複雑な思いに駆られます。

ただ、唯一の救いは、奥田さんがこの一件でへこたれることなく、ますます闘志を燃やしていることです。奥田さんは、マンション業者相手に、最後まで闘う決意を固めています。現在、現場監督に対して不法行為責任を、マンション業者に対して使用者責任を問う裁判を準備中です。

さらに、マンション建設反対運動のリーダーと現場監督のトラブルという、通常は民事で解決すべき事案にもかかわらず、逮捕・勾留のうえ、刑事裁判に持ち込んだ警察や検察の責任も問われなければなりません。特に、本件では、防犯カメラの画像をきちんと検証すれば、奥田さんが現場監督の胸を両手で突いていないことは、素人目にも明らかです。実際、鑑定をお願いした橋本正次教授は、「こんな画像、僕が解析するまでもないでしょう。ひとめ見れば、奥田さんが暴行などしていないことは明らかだ」と仰っていました。にもかかわらず、検察は、防犯カメラの画像を精査することなく、安易に公訴提起に踏みきました。おそらく、以前より、マンション業者から、「反対運動をしている住民達を何とかして欲しい」との申し入れが警察に何度もあり、それが圧力となって、慎重な判断を怠ったものと思われます。これに対し、奥田さんは、国家賠償請求の準備を進めています。

マンションの周辺には、「ここが暴行えん罪事件の現場です」といった、過激な(?)看板がかかっており、そのかいあってか、全戸数の3分の1程度しか売れていないようです。近隣住民の抵抗はまだ続いています。

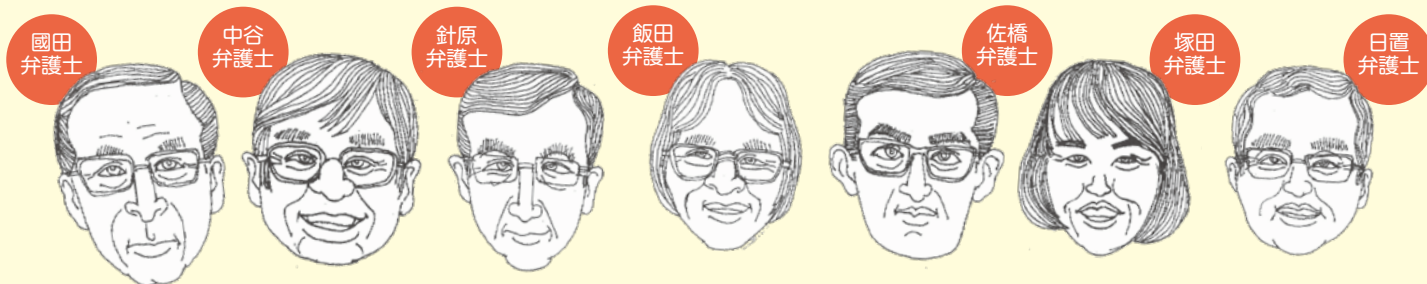
マンション業者は、低層住宅がほとんどである地域に、15階建てのマンションという不似合いな建物を建てながら、「建築基準法に違反しないから問題ないだろう」という傲慢な態度です。しかし、法律に違反していなければ何をしてもいいのでしょうか。法律家である我々が言うのもおかしい話ですが、よりよい生活環境を守るために、一定の配慮がなされて然るべきです。マンション業者の強引なやり方に対し、「おかしいことはおかしい」という姿勢を貫き続ける奥田さんの態度に、弁護士である我々も、とても励まされています。

最近の社会情勢を見ても、司法の在り方を見ても、疑問に感じることはたくさんあります。しかし、恐ろしいことに、そのような状況が続くと、段々それに慣らされていくという面があることは否めません。弁護士として訴訟を起こすときにも、「この訴訟は多分、負けるだろう」と、先が見えるような無力感にさいなまれることが多々あります。ただ、その一方で、最初から結論を決めつけ、諦めていたら何も変わらないし、そもそも、弁護士として活動している意味すら危ぶまれます。

諦めず、慣らされず、「おかしいことはおかしい」と物言う姿勢を貫くことが、社会を少しずつ変えていくのだと思います。その変化は目に見えなくても、振り返ったときに、「ああ、あのとき頑張ったことには意味があった」と感じるものではないでしょうか。それは、1人という単位で見れば、気づかない程度の変化かもしれませんが、社会の片隅で、奥田さんのように諦めずに声を上げ続けるひとがいる限り、それが積み重なって、世の中が少しずつでも良い方向に変わっていくのだと信じたいものです。そして、我々弁護士が、少しでもそれを支えることができれば、これほど嬉しいことはないと思います。

勝率 0.1% の闘いで 勝利を勝ち取った、奥田さん弁護団

ごく普通のマンション紛争の現場から、突然容疑者にされてしまった奥田さんを支えながら
この理不尽な事件で、希有な勝利を勝ち取った奥田さん弁護団からのメッセージ。



99.9%の有罪率の中で 0.1%の無罪を取るための闘い

國田 武二郎 弁護団長

名古屋市瑞穂区白龍町の高層マンション紛争は、住民の良好な生活環境を守るための切なる思いから発した住民運動であった。反対運動の住民は、多くは、中高年の男性や女性で、これまで政治活動などとは無縁の市民であった。そして、私は、マンション建設の計画段階から、住民の方々と行動を共にし、業者側と対峙してきた。業者側に求めた要求は、難しいことではない。住民のこれまで享受してきた生活環境を尊重し、付近住民と調和のとれたマンションを建てて欲しいということである。しかし、業者側は、行政の怠慢で、一部、近隣商業地域に指定されたままになっている地域があることの間隙について、15階建てマンションの建設を強行した。低住宅層に普通の生活をしてきた住民は驚きと共に不安を抱えた。必然的に、自分達の暮らしを守るための連帯感が生じ、戦いが始まった。そのリーダーの一人が奥田泰正氏。マンション建設でもろに影響を受ける場所に自宅がある。薬局を営む温厚な人柄で、住民から信頼されている。彼は、建設現場に毎日のように足を運び、建設の進捗状況を見て、不都合な点があれば抗議していた。

平成28年10月7日の朝、事件は起こった。工事現場監督者の胸を両手で突き飛ばし、その背中を徐行中のダンプカーに接触させる暴行を加えて怪我を負わせたという。それが、事実なら、危険な暴行を行ったとして糾弾され、住民運動も沈静化する。奥田氏は、逮捕・勾留された。留置場で奥田氏と接見した。彼は、悲痛な声で「僕は絶対に手を出していません」と叫んだ。奥田氏の目は、真実を語っている目だと感じた。しかし、担当検察官は「防犯カメラに暴行の状況がはっきりと映っていますよ。」と述べる。捜査段階で、捜査側の手持ちにある防犯カメラの映像を見ることはできない。案の定、取調べは、自白獲得に向けられた。「認めれば早く出られる」「いつまで、否認している。目撃者もいるし、映像にも写っているぞ」等と言って自白を引き出そうとした。10日間の勾留がさらに延長された。奥田氏は、身柄拘束の疲労感から防犯カメラに暴行シーンが写っているなら自分の勘違いかもしれないと思うようになり、弱気にもなった。弁護人は、毎日接見し、「真実の一つ」と述べて励ました。検察官は、なぜか、傷害罪ではなく暴行罪で起訴した。すぐに保釈請求して保釈が認められたが、多額の保釈金の納付と工事現場の監督らと接触してはならないという条件がつけられた。このため、約1年半、奥田氏は、工事現場に行って正当な抗議活動を行うことが出来なくなった。この時点で、業者側のリーダーつぶしの狙いは功を制したかのように見えた。しかし、公判に向けて検察から開示された防犯ビデオの映像の開示を見て、弁護人は、驚愕した。「え！どこに、奥田氏が暴行したシーンが映っているのだ。それは、弁護団の異口同音の感想である。奥田氏に無罪の灯りが灯ったと感じた。しかし、その道のりは決して平たんではない。99.99%の有罪率の中で、0.1%の無罪を取るための戦いが始まった。ビデオの映像から、人の動きを解析する鑑定人を探し、東京まで出向いた。鑑定人の慎重な鑑定で数か月かかり、鑑定結果は、奥田氏の暴行を認定できるような動きは見られない。むしろ、被害者のダンプカーにあたる動きが不自然であるという結論。無罪を確信した。平成30年2月13日、無罪判決。皆で歓声をあげた。2月28日。検察は、控訴を断念して無罪判決は確定した。奥田氏の強い信念とそれを支援した住民らの勝利である。

しかし、戦いは、これで終わりではない。7月24日、国（検察）と県（警察）を被告とした国家賠償訴訟（損害賠償だけでなく、捜査機関が採取した奥田氏の指紋、DNA資料、写真撮影等個人情報の抹消まで求める画期的な裁判である）並びにマンションの建設現場の監督者とその会社を被告とした民事賠償訴訟の二つの訴訟を提起した。それは、住環境を破壊し、その反対運動を潰そうとした代償は大きいことを知らしめるための戦いでもある。



奥田さんの無罪判決を報告
2018.2.13

無罪判決後の報告会
ともかく笑顔
2018.2.13



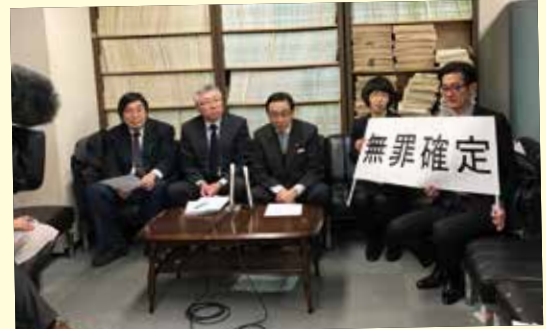
今後は、このでっち上げ事件の責任追及を

中谷 雄二 弁護士

名古屋地裁判決は、不十分さはあるものの、正しく証拠を判断して無罪を言い渡し、企業と警察・検察権力の結託による反対派住民の弾圧を許さなかったという点で裁判所の良識を示した。

奥田さんが判決後の報告集会で起訴後の1年半より、勾留されていた14日間の方が長かったと言い、ビデオに犯行状況が映っていると言われた時は、本当はやっていたのではないかとすら思ったと語っていた。冤罪はこのようにして作られるのだと示した事件である。弁護団構成の点でも恐らく二度とないような珍しい構成となり、大変楽しい事件だった。

住環境を守る住民の権利行使に対する弾圧を許さなかったという点でも意味のある無罪判決であったが、今後は、このでっち上げ事件の責任追及の番である。



無罪確定の記者会見
2018.2.28

持続可能なまちづくり運動として継続・発展を期待

飯田 昭 弁護士

マンション建設反対の住民運動に対して、事業者側と警察が連携したひどい弾圧事件でした。

14日間に及ぶ突然の拘留期間は、薬局を経営されている奥田さんにとって(ましてやサラリーマンなら)大打撃であり、それでも、信念を貫かれ、たたかわれたことに敬意を表します。

裁判で無罪の証拠となった監視カメラの鑑定は、本来なら、起訴か不起訴かを判断する段階までに、検察庁がすべきことでした。

本当にお疲れ様でした。

白龍の住民運動が、更なる持続可能なまちづくり運動として継続・発展していくとをあわせて期待します。

マンション反対運動と刑事手続

針原 祥次 弁護士

マンション反対運動は自然発生的なもので、個々の住民に共通する思想信条あるいは経済的利益があるわけではない。利益獲得を追求するマンション業者との間で妥協点を見出すことも困難である。それゆえ、組織作りと戦略なしには闘えない。

住民側としては「業者に対して話し合いを求める」運動論を粘り強く採るべきだ。それは、まちづくりでは、いかなる立場であっても「話し合い」によるコミュニティの形成が重要だからだ。

私はマンション業者の工事妨害禁止仮処分申立てに対して、これは一種の私的制裁(住民運動つぶし)であって、裁判所は安易に認めるべきでないという再三主張してきた。刑事手続の利用などもっての外だ。

白龍の建築紛争の背後にある 都市計画の不在

弁護士・景観と住環境を考える全国ネットワーク代表 日置雅晴

1 今回の問題の背景にあるもの

名古屋の白龍におけるマンション紛争が、改めて明らかにしたもの、それは日本の都市計画制度・都市環境規制の不十分さである。

低層住宅街の中に高層建築物が出現すれば地域環境を破壊しトラブルが生じることは明らかであり、そのようなトラブルを事前に防ぐためにこそ都市計画制度が存在しているはずである。

ところが、残念ながら日本の都市計画は、住環境トラブルを防ぐという観点からは極めて不十分な体制である。その結果これまでも多数の都市環境を巡る紛争が引き起こされてきたが、今回の問題は改めてそのことを浮き彫りにした。

このような状況は、実は日本のどこでも、起こりうるトラブルであり、白龍だけの問題ではない。市民はそのことを理解して行動する必要がある。

その結果が引き起こした現場の苦労はほかの方から寄稿が寄せられているので、ここでは改めて制度的な視点から白龍の問題を考えてみることにする。

白龍で今回のような問題が生じたのは、当該計画地付近が都市計画において近隣商業地域容積率300%に指定されていたからであり、それは道路の拡幅計画があったことからその沿道が高容積とされてきた経緯があるが、道路の拡幅計画がなくなっても、用途地域は修正されないまま放置されていた。また周辺は低層の住宅地ではあったが、容積率200%で高さ規制はされていなかった。ここには、あまりにも緩すぎる住宅地の都市計画規制の問題と、大規模敷地の用途変更等をふまえた適切な都市計画の変更が放置されているという二つの問題が重なって存在していたのである。

2 あまりに段差のある住宅地の規制

住宅地については、もっとも厳しい規制は第1種低層住居専用地域であり、10mの高さ制限があり、容積率は100%とされていることが多い。ところが、それに続き指定されることが多い第1種中高層住居専用地域は、原則高さ規制がなく、容積率は200%とされていることが多く、多くの住宅地が指定されている。(第2種低層住居専用地域はほとんど使われていない)

現実のまちとしては、二階建て程度の住宅が建ち並んでいる場合、

それほど町並みに相違がない場合も多い。ところが容積率による規制は、斜線制限の緩和や容積算入除外対象の拡大など様々な規制緩和制度が登場しているし、大規模な敷地になるほど建築側に有利になるし、そもそも高さ制限が全くないのが原則である。その結果第1種中高層住居専用地域・容積率200%の敷地であっても、大規模敷地にマンションが計画されると、10階から15階程度の巨大な高層マンションが低層戸建て住宅地の隣に出現することとなり大きな紛争につながるが多い。本来なら、このような環境の激変を回避することこそ都市計画の機能のはずであるが、緩すぎる容積率の指定と原則としての高さ規制なしは、住宅地の環境基準としてほとんど機能していないのが日本の実情である。

3 既得権に過度に配慮した規制

日本では、都市計画規制を変更しようとする場合、規制を強化する場合には行政は既存建築が新たな規制に反する結果が生じない程度の規制にとどめることに大変な配慮をおこなっている。ある程度以上既存不適格が生じる場合にはそもそも規制強化に消極的であるし、仮に規制強化をする場合でも特例規定を設けて例外扱いをおこなうことが一般化している。しかしそもそもある時代に可能であった高さや容積率の利用が、人口減少などでふさわしくなくなった場合、既存建築物だからといって、時代が変わっても以前と同じ利用を認めるべきだろうか。工場の排気ガス等の環境規制では当然に社会の認識が変わり、環境基準が強化された場合、既存施設にはある程度の移行期間を設ける程度の配慮はあるとしても、最終的に新しい規制に適合させることが普通である。都市計画の分野においては、一度でも高度利用をおこなったり、さらには実際に利用していなくても高い容積率等を与えられた場合、それが一種の既得権として必要以上に行政が配慮しているように思える。

白龍においても、以前存在した道路の拡幅計画が消滅し、地域の将来性が変わった時点で、速やかに用途地域や容積率を地域実態に合わせて変更し、あるいは高度地区を指定しておけば、少なくとも沿道地域に地区計画をかけていれば、今回のようなトラブルは生じなかったはずである。またもともと工場や大学など大規模施設が存在していた敷地の用途が廃止され、マンション用地に転換される場合には、その時点を押えて土地利用の転換をふまえたあるべき都市計画を再検討し、用



途地域や容積率の変更や地区計画による適切な規制を実施すればトラブルは回避できたはずである。しかしこれまた既存の土地利用枠への過度な配慮から何の対策もされないまま売却されてしまうことが通例であり、白龍においても同様であった。

4 過去の事例に見る同様のトラブル

これまでに生じた多くの都市問題の中でも、大規模マンション計画を巡る紛争は周辺地域の現実の土地利用状況と、そこに指定されていた都市計画の内容に大きな乖離がある場合に生じている。

過去に紛争になった事例をいくつか紹介してみよう

(1) 国立マンション事件

有名な国立マンション事件で問題となった地域は、高級住宅街として計画されており、駅前通り沿道も大部分は第1種低層住居専用地域・容積率100%に指定されるなど厳しい規制がおこなわれていた。しかし問題となったマンションの敷地だけは、第1種中高層住居専用地域・容積率200%と緩やかな規制がなされていた。これは、元々この敷地に昔工場があり、その後金融機関の計算機センターが設置されていたことから、それらの土地利用に支障を来さないような用途地域が維持され、それに伴い高い容積率も指定されたままになっていたのである。

その結果、当該敷地がマンション事業者に売却され、規制容積一杯のマンションが計画されたことから紛争が生じている。

この地域には、計画中に地区計画が指定され、容積率150%・高さ制限20mと制限されたがその適用の可否を巡る行政訴訟や、撤去を求める民事訴訟、事業者からの行政訴訟など様々な訴訟が提起されたが、地区計画自体は有効とされ、当該マンションは既存不適格となっている。

(2) 都立大学跡地マンション事件

東京都立大学は、世田谷の住宅地の中にあつたが、大学施設の拡大等の目的もあり多摩地区に移転した。大学敷地周辺は主に第1種低層住居専用地域・容積率100%からなる住宅地であったが、大学敷地は大学としての利用がされていたことから第1種中高層住居専用地域／容積率200%とされていた。大学移転後その跡地は東京都によりマンション事業者売却され、事業者はここでも規制一杯のマンション群の建設を計画し、周辺住民との紛争が発生した。

自治体による公有地売却なので、売却に際して周辺地域との地域性を考慮して用途地域を変更するなり、適切な地区計画をかけるなりしておけばこのような紛争は回避できたはずである。

ちなみに世田谷区は、この件もあり住宅地域への高層マンションの進出対策として、事後的ではあるが高度地区を指定し、当該計画敷地には建設中に60mの高さ規制が適用され、当該マンションは完成前に既存不適格となっている。

5 後追いかから事前規制へ

これらの事例は、大規模な敷地の利用形態が変更されるに際して、従前の過大な容積率指定がそのままとなっていたことが紛争に直結している。自治体は、都市計画的に問題があることは把握しており、後追いつ的に地区計画や高度地区などによる規制をかけているが、所詮は当該計画には規制が及んでいない。こういった紛争を本質的に防ぐためには、問題が発生するような状況が生じる可能性が出てきたときに、早めに規制強化することが必要であり、それは地域住民が自らの住環境に気を配り、自治体を突き動かすことによるのみ実施可能なことである。普段からまちに関心を持つこと、それが重要である。



並木を超えてそそり立つ国立のマンション

奥田さん逮捕事件は まるで刑事小説。 しかし、 演技力が足りなかった。

後藤一級建築士事務所 後藤 徹

奥田恭正さん おめでとう!!

小説家 濱 嘉之(元警視庁警視)の小説「警視庁情報官」を昨夜読み終わった。

警視たちのやりとり「転び公妨かあ、伝家の宝刀を抜くようなモンですね」「公安出身ですからね」ここでいう「転び公妨」とは職務質問を行う警察官が被疑者に声をかけた際、自分で転んでおきながら、いかにも相手方から暴行を受けたかのように装って、公務執行妨害の現行犯にしてしまうやり方で、かつて極左暴力集団の非公然部隊が検挙するときに使った、公安独特の逮捕技である。したがって、これは証人たる一般人が近くにいる場合で、堂々と行われなければ意味が無く、相当な演技力が要求される。今回は梶原警部補がその役を任されていた。」という

奥田さんの現行犯逮捕事件は「ああ、これだ。」白龍のマンション建設現場のあの現場監督がこの役をやった。

警察・会社の共謀事件だ。あの防犯カメラの動画を見れば誰だってそう思う。痛いという背中中の位置が診断書では「左背部打撲」とあるが実際は「右背部」で、左右が違う。奥田さんにパーで胸を押されたというが、奥田さんが持っていたスマホが落ちなかったという、次はグーだったと変わる。自分で安全を確かめてダンブに倒れる。しかし、これを判断するのは警察であり、検察なのだ。あの現場監督は警察・検察に全幅の信頼をおいていたのだろう。奥田さんを極刑に上申書まで出している。地域住民と徹底抗戦という。通常の工事現場監督とは正反対だ。

元警視の小説ではあるが、「転び公妨」という方法が私たちが学生の頃40、50年前からあったとある。

事件は防犯カメラの真正面、あまりにもピンポイントの証拠がバッチリである。

これまで誰も心の中ではそう思っても、口に出せなかった。まさか、民事不介入と言って何度頼んでも中立を装って住民側の言い分を聞いてくれない警察が、マンション業者の側で動くとは思えない「常識」の中で。証人たる一般人(ガードマン)がいる場所で、防犯カメラの前で堂々と行われた。



あの現場監督は警察とは何回もあっていると記者にしゃべっている。事件が生じると白黒パトカー2台、覆面パトカー3台、単車の警察官が2人と合計十数人とこれまで警官が出てきたマンション事件は幾つかあるが、多すぎる。周辺反対住民の前で手錠まで掛けられて奥田さんは連れ去られてしまった。14日間も勾留して自白を迫った。家宅捜査を自宅以外三箇所も。何を隠していると言うのだろう。マンション反対運動に隠しているようなことは何もないことは天下の警察が知らないはずがない。

あの現場監督は通常マンション現場の監督と比べると全く悪びれるところがなく、周辺住民に高圧的だった。あの現場監督の演技力が無かった。せめて当日ぐらいは寝込んでいなければ。それなのに現行犯逮捕されて祝勝会をやって、代行運転を頼んで帰ったのを住民に見られている。反対運動は終わりにになると確信していたのだろう。

一旦、起訴されたら99.98%は有罪になる、といわれ。いろいろな状況を聞くほど無力感がつのるなかで、裁判官が驚く全国的な大弁護団ができ、短期間に共謀罪反対で広がる人々に知られていった。そしてよくぞがんばった被告奥田恭正さん。反対運動の皆さん、家族の絶大な応援が勝利に導いた。マスコミも好意的に報道してくれた。

直接的には、いい証人を弁護団が探してくれたことです。でも、裁判官の訴訟指揮をみているともう心配でならなかった。

元検事の人の話によると、敗訴の場合担当検事は「御前会議」でなぜ負けるような事件を起訴したかと詰められるそうです。





こんな状況を作り出したのは 他ならぬ名古屋市であることは、 これからも訴えていきたい。

名古屋白龍・住環境を守る会代表

奥田恭正

聞き手：有本 整

**Q. そもそも反対運動にはどのように関わっていったん
でしょう。**

自分としてはこの反対運動には全く関わらないか、やるなら最後まで徹底的にやるかどちらかだと思っていました。しかし初めて町内のみんなで集まった日にこれはやらなければと決意しました。

自分一人になっても最後まで続けると思ったことを覚えています。

Q. “事件” が起きた当日で思い起こすのは？

現場監督が110番通報した後、自分は突き飛ばしていない、全く何もしていないと思っていたのですとあの現場にいたんです。逮捕されるとは想像もしていなかったんです。

警察に尋ねられて、とりあえず薬局の仕事があるから昼から警察に顔出しますと伝えて車に乗り込んで薬局へいこうとしたら防犯カメラの映像を見た警察が捕まえろって言うことになったんです。

Q. 逮捕はどのように？

あの日は金曜日で、クリーニングから仕事の白衣が戻ってきている日でした。その白衣を車に積んで仕事に出かけようとしたら警察が来て、現行犯逮捕だと言われ、家の駐車場で手錠をかけられたんです。一瞬隠して欲しいと思ったがそのままでしたね。

とにかく自分は何もしてないという確信があったのでそのまま警察へ行って話をすれば分かってもらえると思っていました。

Q. しかしそれから2週間、留置場で過ごすことに

あの空間はもう経験したくないです。最初はとにかく息苦しく感じました。部屋はふとんを二つ敷いたら一杯になる狭さで、そこに2週間、特殊詐欺で逮捕されたという他人と一緒に過ごしていました。はじめは留置場からでられる分、取り調べの時間の方が楽だと思いましたが、何度も何度も手で突きとばした所がビデオに映っているとわれ続けるうちにひょっとしたら記憶がないだけで突いたんじゃないかと思うようになってきて怖くなりました。

Q. 住民や様々な団体に支えてもらって戦ってきましたが

この問題が起きるまで町内とも余り関わって来ませんでしたから町内会の役も何もしていなかったし、街のこと考えたこともなかつ

たんです。マンションが建った場所もあんなに広い土地と言うことも知らなかったんです。様々な人々に支えていただいて本当に心強く、ありがたかったです。

Q. こんな立場になったことはもちろん初めてだったわけですが、裁判が始まってどうでしたか？

裁判所から現場監督と警備員に会っては行けないと言われていたので、起訴後はマンション反対運動に関われなかったんです。とにかく自分の無罪を勝ち取るための活動しか出来なかったんですがはじめの頃、自分では突き飛ばしていない確信があったので、たぶん無罪になるだろう位にすこし軽く考えていたんだと思います。

しかし弁護士の先生方に厳しく指摘されてようやく、本当にこのままでは有罪になるかもと実感し防犯カメラの映像を夜中まで一人で見返したり、弁護団と法廷での証言の練習をしたりと必死でした

Q. 判決の日はどう迎えましたか？

どっちになるか分からない不安から実は内心絶対無罪だとは思わないようにしていました。有罪になったらなつたで騒ぎになり、マンションが建たなくなるといういなとも思っていたんです。でも裁判に負けてこういうことがまかり通る事例になる事だけは避けたいので負けられないとは考えていました。

有罪だと反対運動そのものが潰れるという不安もありましたね。無罪を言い渡された直後、気付いたら周りの人たちに感謝しながらひたすら握手をしていました。

Q. 裁判には勝ちましたが、マンションは完成しました。これからは？

国家賠償請求の訴訟を起こします。たとえ裁判で得るものがなくても問題提起のためにもやろうと思います。

マンションはもう建ってしまいましたが自分の中で運動はまだ終わっていない。部屋は余り売れていないようですし住民も業者も結果的には損をすることになった。こんな状況を作り出したのは低層住居の地域に高層建築を認めている他ならぬ名古屋市であることだけは、これからも訴えていきたいです。

勝ったぞ！！ 名古屋・白龍の仲間たち

聞き手：有本 整

Q. 八幡さんは理論派という印象でしたが、運動に関わっての感想は

当初実はここまでの事態になるとは想像もしていませんでした。

特に奥田さんの逮捕という出来事は全くの予想外でした。

もう一つ印象的なのは住民が一つの物事に向かってこれほど一つにまとまったことはなかったなということです。それまでは挨拶程度で隣人とも余り話したことがなく、生まれ育ったこの街にほとんど関心がありませんでした。

地元が高層建築が出来る用途地域があることも全く知らず、もっと前から街に関心を持っておけば良かった、と言うのが反省です。

マンションが建ってしまったことは悔しいし、今も怒りがこみ上げてきますが、奥田さんの無罪は心の糧になっています。あれがあったから建ってしまった今でも続けようと思えます。



Q 青木さんは奥田さんと並んで反対運動の先頭に立ち、今も毎朝反対の幟を立てていらっしゃいますが…

全く運動の経験もなかったので、どうしたら良いか手探りでした。根本は名古屋市の都市計画がズサンで、低層住居地域に近隣商業地域を放置してきたことが原因ですが、そのことも全く知らず、ただ反対運動を続けていたわけですが、スタート時点からこのことを知っていれば、違う運動のやり方があったかもしれません。

Q. 運動についてはどう思いますか

我々住民側の圧も奥田さんの裁判の勝利につながったのは確か。やっていなかった以上勝訴は当たり前のことで、マンションについては何より無力感がすごくあります。あれだけやっても建ってしまう。達成感はありません。

こんなに3年近くも運動するとは思っていなかった。

何とか話し合いで見いだせるかと思ってやってきた、最後までそういうものがありませんでした。業者は何の譲歩もしなかったし、これからどうなっていくか読めませんね。やった甲斐があるかはまだ分かりません。





Q. 伊藤さんは街頭でビラを配ったり、市議会に陳情に行ったりと走り回っていましたが、運動を振り返っていかがでしょう。

強く思ったのは警察は恐ろしいところだと。

それまで困ったときは警察に頼れば良いと思ってきましたが、あの日、業者の言うことだけ聞いて住民側の言葉は一切無視でした。

何もやってない人を逮捕したこと自体がおかしいと今も思います。それだけに無罪は本当に嬉しかったです。

欲を言えば警察は謝って欲しかった。当たり前前かがり通じないんですね。また人の繋がりの大切さも痛感しました。

弁護士先生やそれまで知らなかった様々な団体の方々も、助けてくださいました。私たち住民だけではダメだったと思います。そして、これだけ反対してもそのまま建ってしまった。朝庭で洗濯物を干すときにも仕事から帰ってくる時も、どこからもそびえ立つマンションが見える。

こんな気分で毎日過ごさなきゃいけないのかと。毎日空を見ると嫌になります。

そして業者にしてみれば、逆に上手に建てることのできた見本になったのかもしれないとも思います。



裁判を乗り越えて すべてがこれから始まる 白龍のまちづくり



建築士 渡邊 正之



奥田さんの「でっち上げ不当逮捕事件」、「無罪」を勝ち取れた事は嬉しいに違い無いのですが、手放しに喜べるものではありません。マンション建設反対運動に「リスクが伴う」、とも割り切れる訳でも在りません。

これで、やっと本来の「建設反対運動」に立ち戻れたに過ぎません。残念ながら、マンションは完成し、入居も始まってしまいました。これを撤去する事は、至難の業と言わざるを得ません。これを「教訓」に何を成すべきかが、問われています。

二度とこの様な事態を招かぬ様なシステムなりを構築せねばなりません。

同時に、これからの方向、「まちづくりとして」どの様に考え、取り組めばよいのか、。

結論から申せば、この問題の「元凶」は、行政の立ち遅れ、未熟さに起因して居る事は明確です。法整備が何より重要です。その環境整備を為し、「在るべき良好な住環境」を構築せねば成らないかに係って居ます。

法的環境に於いて、「住居系住環境保全」が整備されれば、自ずと不当な乱開発行為は排除され、良好な「まちづくり」が可能になると確信して居ります。

為政者（行政）に於いては、「気が付きませんでした／市民からの声が無いから施策変更不要」とか「税収不足で出来ない」と市議会本会議にて答弁して居ます。問題意識が全く持ち合わせず、「行政の不作為」そのものではありませんか。

平たく申せば、行政に働きかけて、「主権住民」を説き、「住環境保全」の方向に視点を移し、「条例の見直し」、「商業系及び工業系の規制値緩和」と「住居系の規制値強化」と、「範囲等的確に策定」、その両輪を以って、都市構成を図るべく、行政の役割としての「まちづくり」への誘導力を発揮させねば成らないものと考えます。

特に「近隣商業地域指定」の定義、規制内容、地域指定等を実情及び明日に向かって、策定されねば成しません。「最も欠落している視点」だと思います。

短期的に「まちづくり」を観た場合、無秩序な、乱開発が、次々に

発生する毎日。行政の「条例見直し」は、時間的に、はるか先と成り、間に合いません。予防策として、市民レベルでの「保全策・仕組み」は存在して居ますので、そこから、着手する事に成ります。

建築協定、地区計画の手法がそれで、市民自ら、地域内の意見を集約して、「市長宛」に届け出るシステムです。

地区計画も地域内の意見を集約し、都市計画に組み込み、地域指定化します。何れも、ハードルは高く、多大なエネルギーを要します。地域の合意も一筋縄には行きますまい。

部分的に不参加を唱える地主さんも存在します。弱点も多く在りますが、今、放置して置けば、「平穏な市民生活」の中で、「乱開発」は続く事に成るでしょう。

30坪とか、50坪、100坪程度では、「近隣商業地域内」でも15階等高層ビルは出来ませんが、世代交代の進み中、「狭小空き地」が、知らぬ間に「地上げ」され、更に、隣接地も同様に。気付いた時には、かなりの敷地面積になり「高層建築が可能な敷地」ができて、同じ様な「紛争勃発」と成ってしまいます。是非、予防措置を執って置かねば成りません。

冒頭で記述しました「奥田事件」／なぜ、事件化したのか？。それは、「10台の監視カメラ」が設置されて居たからです。／事件を起こす為に「設置」。「住民弾圧」を目的に。

証拠保全を目的に設置。住民監視・萎縮化・弾圧／事件のでっち上げ、証拠提示・冤罪／有罪化（罪人に仕立て上げる）。

企業の警察権力との結託により、無実の市民を貶めたとしたら、空恐ろしいことですから、警察への糾弾、謝罪を求めねば成りません。「マンション建設反対運動」をしたから、直ぐに「まちづくり」の絵を描ける訳ではありません。やはり、ステップが必要でしょう。

マンション業者氏いわく「建物が建ってしまえば、諦めてくれる」、「裁判は、ほら、負けない」と云わせておく訳にはいきません。

そして、明日に向けて、住みやすい、子供たちや、孫たちの笑顔のある街のために。まだまだ、これからやらなければならないことは、いっぱいあります。名古屋・白龍は頑張ります。

「幸福」の価値観

五十嵐 敬喜 弁護士

「無罪判決」は圧倒的な勝利である。奥田さんは検察を打ち負かした。しかしこの勝利は実はそれだけでなくもっと深いところで私たちに揺さぶる。それは幸福とは何かという人間の生き方(死に方)の根源にかかわる。最近の調査によると日本人は「幸福」かどうかという問に対して、極めて満足からまあまあまで入れると70%以上の人が幸福と答え(若い人のほうがその割合が高い)ている。しかし、その幸福なるものは、家族、勉強、娯楽、恋人などすべて「自分」(個化)から見て、ということになっている。そこには他者(弱者)あるいは地域や政治・社会というような観点がすっぽり抜け落ちているのである。「都市問題」でいうと、その幸福感は自分の居住しようとするマンションが周辺にどんなに迷惑をかけようと、自分さえよければそれでよいという風潮と一致している。彼らにはマンション建設に反対する住民など、まったく目に入らない。ではそれなりに苦勞して手に入れた自分のマンションの前にもっと大きなマンションが建ったら。あるいは老朽化した後の始末は?こういう問に対して、彼らは何も答えられない。国はもちろん自治体も、誰も「答え」を探そうともしない。「無罪判決」は、実はその根底的なところで、地域住民全体が体を張ってこの不条理と戦った結果であった。他人・地域のことを考えない幸福感など嘘であること、そしてそのような幸福感が蔓延している(させられている)日本は実に危ういものなのだということを証明しているのである。

みんながんばった



オリジナルかっぽう着とTシャツ



建設中のマンションの周囲にはたくさんのノボリ



上原さんとの懇親会
みんないい笑顔です
2017.10.20

元国立市長上原公子さん
を迎えた勉強会
2017.10.20



景住ネット全国集会 in 名古屋を
開催。会場いっぱいの人。
2016.10.22

景住ネット全国集会で、
延藤安弘先生(故人)の講演。
2016.10.22



西宮市【高塚の緑を考える会】

元国立市長 上原公子さんを迎えて 講演会を開催

弁護士 針原祥次

「高塚の緑を考える会」では会の活動とは別に、会員約30名が原告となって、市民の「まちづくり権」などを根拠に、西宮市内にある高塚山の開発工事の差止めを求めて裁判をしています。8月2日に西宮市内の夙川公民館にて、まちづくり運動の先輩にあたる上原公子元国立市長をお招きして17年間に及ぶ裁判闘争のお話などを聞く機会をもちました。

国立市と西宮市には次のような共通点があります。国立市では箱根土地株式会社(堤康次郎)による一橋大学を誘致した学園都市構想、西宮市では阪急電鉄(小林一三)による六甲山麓の宅地開発や関西学院大学の沿線誘致などの田園都市構想。他方で、米兵の歓楽街化を阻止する運動から「文教地区指定」の展開(昭和27年)や歩道橋事件(昭和45年)、石油コンビナート誘致計画阻止による「文教住宅都市宣言」採択(昭和37年)など同じような市民運動の歴史。

上原さんからは、「まちづくり権」には憲法上の根拠がある(憲法にはオーストラリア条約と同じ内容がある)、国民は不断の努力で憲法を具体的な権利にしてい

なければならぬ、裁判闘争は大変だけれども、公の場で記録を残しながら主張できることは大事なことでこのエールをいただきました。講演会後の懇親会では、裁判の苦労話などで盛り上りました。



景観と住環境を考えるネットワーク主催

京都景観政策の現在・京都ツアー

事務局・上村千寿子

6月3日に景住ネット(景観と住環境を考える全国ネットワーク)主催で京都の都市問題ツアーを開催しました。当日は30人近くの参加者ととも、各地の景観問題を実際に見て、地元の方からの説明を受けました。京都のご真ん中、姉小路まちづくり協議会の谷口さんは、20年以上前に町の人たちを猛烈に怒らせるマンション計画がたて続けに起き、中でも45メートルのリクルートマンションができたとき、限界点を越えた。昔から大事にして来た祇園祭の地区割りを全く無視、地域の誇りやルールを土足で踏みにじったからだ。谷口さんたちは激しい反対運動を展開しますが、建物は完成。反対運動だけではダメだと考えました。そこから短期間に高さを制限し、ワンルームマンションやコンビニを作れない建築協定や地区計画を作って紛争の予防をすすめました。今は新しい建物には地元との協議を義務付けているので、ホテルもお店もこの地域のデザインを踏襲、特に増えている民泊にも姉小路ルールは生きていくとのこと。京都でも、マンション紛争をきっかけにまちづくり踏み出す方たちが、京都にもいっしょやることに勇気づけられました。



世界遺産下鴨神社の一部に建てられたマンション。かなり景観に配慮されていたが・・・



この模型の中央に立ち塞がるのが問題のリクルートマンション。(姉小路まちづくり協議会で)



京都中心部の新しいホテル。上は普通のホテルの建物だが、下は町家のデザインになっている。



姉小路まちづくり協議会で記念写真

景住ネットNEWS no.18名古屋・白龍特別号 2018.8.20

発行 景観と住環境を考える全国ネットワーク
http://www.machi-kaeru.com/ メールアドレス 510@machi-kaeru.com
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂3-2-5 SHKビル4F
FAX (03) 5228-0392

※お問い合わせはできるだけメールまたはファクスで。土・日・祝祭日は休みです。
編集後記■名古屋白龍の無罪判決から半年。やっとみなさんに白龍特別号をお届け

ことができます。白龍のみなさんの生の声や、警察の捜査、検察の起訴、裁判などの経緯など、できるだけそのままお伝えしておきたいと、弁護士さんや白龍の建築士の渡邊さん、有本さんなど多くの方にご協力いただき完成しました。普通のマンション紛争から、このように大きな事件になってしまいましたが、ここには載せきれないほど、多くの方の支援や励ましによって素晴らしい展開になりました。改めてみなさまの応援に感謝するとともに、この「名古屋・白龍特別号」をみなさまへのお礼と報告として制作しました。(上村)